

公務員から 「行政書士」へ

**特認制度を利用すれば試験を受けずに
行政書士の資格を取得できます。**

行政書士の資格があれば、独立開業が可能となり、公務員退職後のセカンドキャリアとして
最適な資格だと言えるでしょう。



公務員から行政書士になれる「特認制度」とは？

特認制度は行政書士法第二条で定められ、高校卒の場合は17年以上、中学卒の場合は20年以上、公務員として行政事務に従事した者は、行政書士試験を受けずに行政書士の資格を有するとしたものです。

行政書士法（資格）第二条 六 →



特認制度を受ける資格のある公務員が行政書士として活動するためには？

日本行政書士会連合会が備える行政書士名簿への登録を受けなければなりません。行政書士名簿への登録を受けるためには、行政書士事務所を設けようとする都道府県の行政書士会への入会が必要です。

※行政書士名簿への登録には申請時費用と登録免許税、行政書士会入会後は会費がかかります。

お問い合わせ



暮らしやビジネスに役立つ行政手続きのスペシャリスト

熊本県行政書士会

〒862-0956 熊本県熊本市中央区水前寺公園13番36号 熊本県行政書士会館
TEL:096-385-7300 FAX:096-385-7333



096-385-7300

受付：平日 9:00～12:00
13:00～17:00

熊本県行政書士会

検索



街の法律家とも言われる行政書士とは？

行政書士の資格は国家資格であり、法律に基づいて行政手続きに関する書類作成や申請手続きの代行を主に行います。これらの業務は、行政書士の専有業務とされており、資格を持たない者が行うことは禁じられています。



《 行政書士の主な業務 》

暮らしのお困りごと

遺言・相続
に関すること

契約書
に関すること

自動車
に関すること

日本国籍取得
に関すること

土地活用
に関すること

内容証明
に関すること

ビジネスのお困りごと

オンライン申請
に関すること

著作権
に関すること

法人設立
に関すること

中小企業支援
に関すること

各種許認可申請
に関すること

外国人の在留・就労
に関すること

公務員と行政書士の業務は相性が良い



行政書士の主な業務は、官公署に提出する書類の作成です。一方、公務員は、行政書士を通じて提出される許可や認可に関する書類を精査し、その取り扱いについて深く理解しています。このため、**公務員は行政書士の業務においてもアドバンテージがある**と言えます。



公務員退職後に行政書士として開業するメリット

- **公務員時代の知識と経験を活かせる**：法律や行政手続きに精通しているため、スムーズに業務を開始できる。
- **信頼性の高さ**：公務員としてのバックグラウンドがクライアントからの信頼を得やすい。
- **既存の人脈が活用できる**：公務員時代の同僚や関係者とのネットワークが、開業後の仕事の獲得に役立つ。
- **安定した収入源の確保**：退職金や年金があるため、開業当初の収入が不安定でも安心感がある。
- **行政機関とのやり取りに慣れている**：行政手続きや書類作成の経験が豊富で、迅速かつ正確に対応できる。
- **地域社会での知名度が高い**：公務員として地域に貢献していた場合、地元での知名度が集客につながる。
- **年齢制限や定年がない**：自身のペースで働け、年齢や定年に縛られないキャリアを築ける。

入会案内

《 入会(新規登録)申請に必要な書類について 》

特認制度にて登録を希望される方は、行政事務歴による資格の有無を判断するため、**公務員職歴証明書【所定様式】**の提出が必要です。【所定様式】については**熊本県行政書士会のホームページをご確認ください。**

(登録は日本行政書士会連合会が定めた【行政書士事務所設置指導基準】ならびに【個人情報の保護に関する基本方針】に沿って進められます。)



入会案内の詳細は「熊本県行政書士会」のホームページにてご確認ください。

- 入会(新規登録)申請に必要な書類について
- 登録申請時費用・登録免許税について
- 登録・入会後について



<https://www.kumagyou.jp>

※公務員職歴証明書【所定様式】は熊本県行政書士会のホームページよりダウンロードできます。